

## 第 9 期計画における介護保険料の設定について

## 1 介護給付費の財源構成について

- 介護給付費の財源は、原則として保険料と公費で 50% ずつとなっているが、調整交付金によりその割合が増減する。
- 調整交付金とは、75 歳以上の高齢者の比率が高い市町村や高齢者の所得が全国平均よりも低い市町村に対して市町村間の格差を調整するもので、調整交付金の不足分は第 1 号被保険者の保険料で賄うこととなっている。
- 調整交付金の基準割合は原則として 5% であるが、多摩市の場合、75 歳以上の高齢者の比率が低く、高齢者の所得が全国平均よりも高いため、調整交付金の割合は 2.19% となっている（令和 4 年度実績）。
- そのため、その差額である 2.81% は第 1 号保険料で賄うこととなり、介護給付費の財源構成に占める第 1 号保険料の割合は、原則 23% であるところ、25.81% となっている。

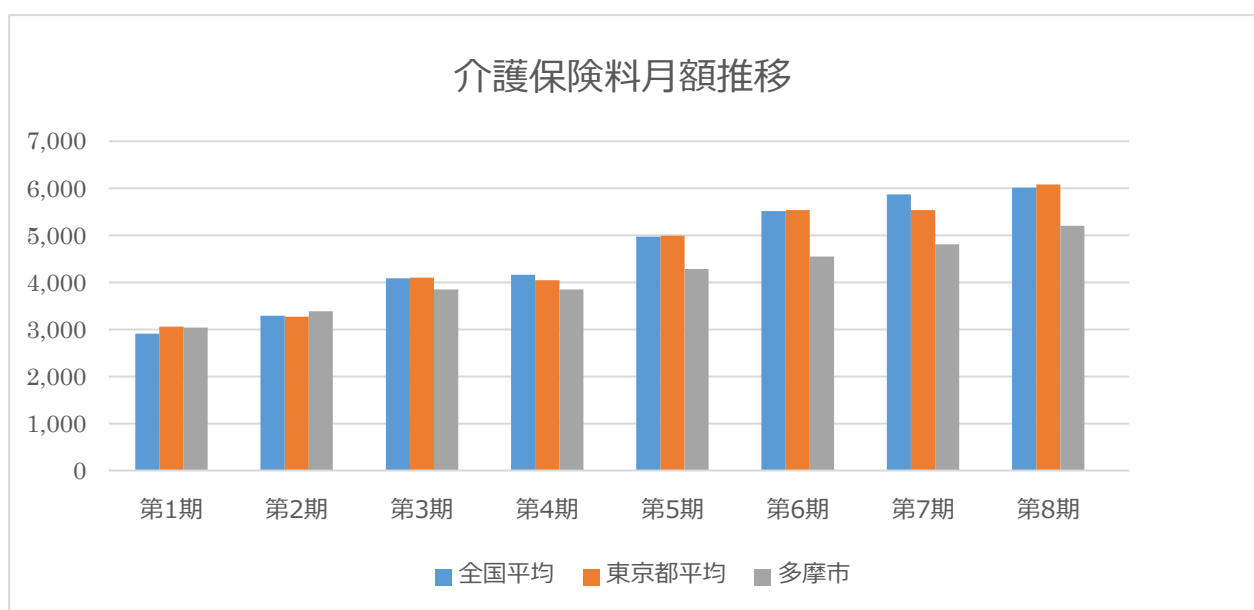
(参考) 介護給付費の財源構成

		保険料（原則 50%）→52.81（包括的支援事業・任意事業 23.0%）			公費（原則 50%）→47.19%（包括的支援事業・任意事業 77.0%）			
		第 1 号保険料		第 2 号 保 険料	調整 交付 金	国	都	市
		本 来 の 負担割合	調整交付金不 足分					
給 介 付 護 費 保 険	居宅サービス費	23.0%	2.81%	27.0%	2.19%	20.0%	12.5%	12.5%
	施設サービス費	23.0%	2.81%	27.0%	2.19%	15.0%	17.5%	12.5%
業 地 費 域 支 援 事	介護予防・日常生活支援総合事業	23.0%	2.81%	27.0%	2.19%	20.0%	12.5%	12.5%
	包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	—	—	38.5%	19.25%	19.25%

## 2 第1号被保険者の介護保険料の推移

- 多摩市の介護保険料は、介護保険制度開始当初は全国平均・東京都平均と同水準であったが、第3期以降は全国平均・東京都平均を下回る水準で推移している。
- 第8期の基準月額保険料を東京都26市で比較すると、2番目に低い金額となっている。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第1期と第8期比較	
	H12 ～14 年度	H15 ～17 年度	H18 ～20 年度	H21 ～23 年度	H24 ～26 年度	H27 ～29 年度	H30 ～R2 年度	R3 ～5 年度	金額	率
全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014	3,103	2.07
東京都平均	3,056	3,273	4,102	4,045	4,992	5,538	5,538	6,080	3,024	1.99
多摩市	3,042	3,384	3,850	3,850	4,284	4,550	4,809	5,200	2,158	1.71
増加金額	—	342	466	0	434	266	259	391	—	—
増加率	—	11.2%	13.8%	0.0%	11.3%	6.2%	5.7%	8.1%	—	—



### 3 第1号保険料に係る国の考え方

- 国の方針はまだ確定していないが、社会保障審議会介護保険部会（第108回）（令和5年11月6日）資料等によると以下のとおり案が示されている。
- 「介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある。」
- 標準段階の見直し例として、第13段階という案が示されている（現在は第9段階）。
- 第8期における保険料段階数別の保険者数は以下のとおり。

段階数	9	10~13	13~16	17	18	19	20~24	25
保険者数	751	654	135	17	10	2	1	1
割合	47.8%	41.6%	8.6%	1.1%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%
累積割合	47.8%	89.4%	98.0%	99.1%	99.7%	99.9%	99.9%	100.0%

最上位の段階の基準額に対する乗率の分布は以下のとおり。

割合	1.7未満	1.7	1.7超~ 2.5未満	2.5以上 3.0未満	3.0以上 3.5未満	3.5以上 4.0未満	4.0以上
保険者数	4	744	686	97	22	13	5

※ 社会保障審議会介護保険部会（第108回・令和5年11月6日）資料1（厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和2年4月1日現在の全1571保険者を対象））を加工して作成

### 4 第1号保険料の設定に係る市の方向性

- 多摩市においても今後も、65歳以上人口の増加（特に、年齢階層別認定率が増える85歳以上人口の増加）に伴い介護給付費は増加するものと予想される。
- 介護給付費の増加に伴い、財源として必要な介護保険料も増加する。
- 保険料段階の多段階化は継続するが、現行の17区分、最上位乗率3.75%は全国の保険者で比較しても上位のため、さらなる多段階化、乗率の設定は慎重に検討する必要がある。
- 国の見直し例を踏まえ多摩市の所得段階区分についても見直しを行い、所得段階区分は第17段階から第18段階となる予定である（1段階増加）。対象者区分を国の見直し例に合わせると、第9段階から第12段階までの所得段階に影響がある。

所得段階	対象者（第8期）案	対象者（第9期）案
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上410万円未満
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上500万円未満
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上590万円未満
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上680万円未満
		本人が市民税課税で、合計所得金額が680万円以上800万円未満

- 【影響1】現在第10段階に該当する方のうち、合計所得金額400万円以上410万円未満の層は第9段階に移行する。
- 【影響2】現在第11段階に該当する方のうち、合計所得金額590万円以上600万円未満の層は第12段階に移行する。何も配慮をしない場合、給付費の増加に伴う介護保険料の増加以外の影響を受ける。
- 【影響3】現在第12段階に該当する方のうち、680万円以上800万円未満の方は第13段階に移行する。何も配慮をしない場合、給付費の増加に伴う介護保険料の増加以外の影響を受ける。  
→新第12段階及び新第13段階については、乗率の設定を工夫し、保険料負担額が極端に大きくなるよう配慮する必要がある。
- なお、市町村民税非課税世帯（介護保険料の所得段階：第1段階から第3段階）を対象とした、公費による低所得の高齢者の保険料の軽減は継続する見込み。

出典：令和6年度概算要求の概要（老健局）参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/03.html>